

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第13号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 許認可等事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年3月11日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	保育所等の設置に関する許認可等事務について整理するよう改善を求めたもの 今回の監査で確認したところ、認可のための実質的な審査が認可申請より前に実施されているように見える事務手続や要綱となっており、申請に対する審査の起点や一部の手続が、明確に整理されているとは言えない状況であった。 【指摘事項】 こども青少年局は、保育所等の設置認可に関する許認可等事務について、関係法令の意義や目的を踏まえた上で速やかに整理し、各種規程や文書を適切に整備し直し、運用されたい。	・昨年度、こども青少年局内関係部署で連携し、保育所等の設置に関する許認可事務に関連する各種規定や文書の洗い出しを行った。 ・令和6年6月、関係法令の意義や目的に沿った許認可事務のあり方を整理し、総務局法務グループ等関係部署に連携し、調整した。各種規程や文書について改正の要不要、改正箇所・内容を検討したところ、廃園に係る手続き等、当初想定していなかった事務の整理が新たに必要になった。廃園に係る手続き等の事務の整理を関係部署と調整し、令和7年9月までに整備を完了し、令和8年度設置・運営事業者募集より運用を開始する。	措置中	(令和7年9月)
1 (2)	保育所等の設置認可に関する審議会について会議の記録を残すよう改善を求めたもの 今回の監査で確認したところ、こども青少年局は、認可申請後審議会において、各事業予定者の認可申請内容がそれぞれ「認可に当たって問題がない」との意見を聴取しているとのことであるが、認可の決定に当たっての決裁文書に「部会においても特に意見がなかった」と記載するのみで、認可申請後審議会での意見について正確な記録が残されていなかった。 【指摘事項】 こども青少年局は、意思決定過程に係る説明責任を果たさなければならないことを十分に認識した上で、申請後審議会での意見聴取の内容について、適切に記録を残されたい。	令和6年3月6日、7日に開催された認可申請後の審議会から、会議の記録を作成し供覧することで、認可申請後審議会での意見を踏まえた上で適切に認可決定を実施していることを記録として残す事務に見直した。	措置済	令和6年4月16日